

## 第5章 適合証

# 適合証について

生活関連施設(徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則(以下「規則」という)で規定されています)を設置している方、もしくは管理している方(以下「設置者など」という)は、適合証の交付の請求ができます。

## ◇適合証の交付の請求をするには

- ① 生活関連施設が整備基準(施設により整備基準は違います)に適合している。  
生活関連施設の設置者などが、施設を利用する人の意見を聴くようにしている。
- ↓
- ② 適合証の交付の請求(適合証交付請求書の提出)
- ↓
- ③ 審査
- ↓
- ④ 生活関連施設(建築物)の現地確認
- ↓
- ⑤ 適合証の交付

## ◇適合証交付の請求窓口

| 生活関連施設の設置場所                            | 提出先                  | 審査・検査部署             |
|--|----------------------|---------------------|
| 徳島市                                    | 徳島市都市<br>デザイン室       | 徳島市都市<br>デザイン室      |
| 鳴門市、松茂町、板野町                            | 東部県土整備局<br>鳴門庁舎      | 県保健福祉政策課<br>地域福祉支援室 |
| 小松島市、勝浦町、上勝町、<br>佐那河内村、神山町、北島<br>町、藍住町 | 東部県土整備局<br>徳島庁舎      |                     |
| 吉野川市、阿波市、上板町<br>石井町                    | 東部県土整備局<br>吉野川庁舎     |                     |
| 阿南市、那賀町、牟岐町、<br>美波町、海陽町                | 南部総合県民局県<br>土整備部阿南庁舎 |                     |
| 美馬市、つるぎ町                               | 西部総合県民局県<br>土整備部美馬庁舎 |                     |
| 三好市、東みよし町                              | 西部総合県民局県<br>土整備部三好庁舎 |                     |

様式第2号(第6条関係)



適合証の図